

地方分権改革推進委員会 第3次勧告（概要）

平成21年10月

第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付け(※)に係る条項(約4,000条項)のうち、特に問題のある下記右の(a) (b) (c) の事項(3つの重点事項)について、個別の条項毎に具体的に講すべき見直し措置を提示(892条項)

〈条例制定権の保障の範囲を「地方自治の本旨」の観点から設定するという意義を有する取組みでもあり、我が国の地方自治制度始まって以来の試み〉

	具体的に講すべき措置を提示した 条項数
(a)	142
(b)	166
(c)	584
計	892

全国知事会、全国市長会提言等の要望に係る条項は、106条項。
このうち、103条項(97%)の条項について見直しを提示

※「義務付け」とは、地方自治体に一定の活動を義務付けることをいい、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、基準等の枠付けを行うことをいう（今回の見直しは、自治事務についての法律の条項を対象としている。）。

第2章 地方自治関係法制の見直し

- 教育委員会及び農業委員会について、必置規制を見直して選択制に引き続き委員会を存置するか、長の所管とするかは、地域の実情に応じ地方自治体が自主的に判断
- 地方自治体の財務会計制度について、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直すべき

(a) 自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準 →「廃止又は条例への委任」へ見直し

- 自治体の自由度の観点から条例への委任の仕方を類型化
 - ①「従うべき基準」
 - ②「標準」
 - ③「参酌すべき基準」
- 「従うべき基準」及び「標準」は真に必要な場合に限定

(b) 自治体の事務に対する国の関与（協議、同意、許可・認可・承認） →「廃止又はより弱い形態の関与」へ見直し

※国の関与は、税財政上の特例措置が講じられる場合などに限定

(c) 計画の策定及びその手続の自治体への義務付け →「廃止又は単なる奨励（「できる」「努める」等）」へ見直し

※義務付けは、個人の権利・義務に関わる行政処分の根拠となる
計画などに限定

- 3つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後、具体的に見直し措置を講ずるよう要請

第3章 国と地方の協議の場の法制化

- 国と地方の双方の代表者が一堂に集まる機会をできるだけ速やかに設け、「国と地方の協議の場の法制化」について率直に意見を交換し、双方の合意を目指すべき

試案として、協議事項、構成員、会議の運営等について参考提示

義務付け・枠付けの見直しのイメージ

保育所

(児童福祉法第45条第2項、児童福祉施設最低基準第32条及び第33条(省令))

- ・国が施設基準(例:屋外遊戯場面積1人あたり3.3m²以上、調理室必置)や職員配置基準(例:「保育士」資格者→満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上)を設定

→基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた整備・運営を可能にすべき

学校

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条から第6条等)

- ・国が学級編制の標準(例:小学校1学級40人)や教職員定数の標準を設定

→学級編制、教職員定数を条例で定めることにより、地域の実情に応じた学校運営を可能にすべき

道路

(道路法第30条第1項及び第2項、道路構造令第11条及び第20条(政令))

- ・国が生活道路の勾配(12%以下)や歩道幅員(2m以上)等の基準を設定

※12%の勾配:100m進んで12m上下

→基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた整備を可能にすべき

港湾

(港湾法第44条の2第2項)

- ・国が特定重要港湾の入港料の設定等に関して同意協議等の関与

→国の関与を廃止し、地方自治体(港湾管理者)の独自の判断で料金設定を可能にすべき

公営住宅

(公営住宅法第23条、公営住宅法施行令第6条(政令))

- ・国が画一的な入居者基準(同居親族要件や全国一律の収入基準(15.8万円/月を超えないこと))を設定

→基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた入居者資格の設定を可能にすべき

漁港

(漁港漁場整備法第6条第7項)

- ・市町村等が地元の漁港の区域を設定・変更する場合にも、国が認可

→国の関与を廃止し、市町村等が独自に指定等を行えるようにすべき